

【ガイドブックに関するご指摘事項（弘中委員）】

※ページ数は以前の版のものです。赤字が修正後の状態となります。

・「表紙の～～書き」について → 第3回検討会で検討予定

会議でも発言しましたが、代案として「被災地内外の多くの力を合わせて被災者支援に取り組むために」を提案します。

他の文言でも構いませんが、連携のための連携ではなく、何のためのガイドブックなのかがわかりやすいものに変更した方がよいと思います。

・P3「図1.1」と上から6行目の2か所について → p.4の本文・図1.1に反映

「平成16年には、発達した梅雨前線と」→「平成16年には、発達した梅雨前線による新潟・福島豪雨、福井豪雨と」あわせて図にも「新潟・福島豪雨、福井豪雨、台風10個上陸」を追記

・図1.3（緑色の四角内）について → p.6 図1.4に差し替え

緑色の四角内についてまずこの四角が「災害VC」であることを太字で大きく表記した方がよいと思います。

・図1.3（下段の法制度）について → p.6 図1.4に差し替え

災害救助法と災害対策基本法の成立順は表記の通りですが、法体系上は、「災害対策基本法」「災害救助法」の順番だと思しますので、この順番に変更していただきたいと思えます。また、一つ上の計画との関連性を考慮するにならば、「防災基本計画」と「地域防災計画」は、「災害対策基本法」に基づく計画ですので、災害対策基本法の四角枠を、「災害対策基本法」と「災害救助法」をあわせたサイズにして、その右に現在と同じサイズで「災害救助法」がよいと思えます。

・P9「社会福祉協議会（社協）」について → p.13に反映

社会福祉法に基づく「社会福祉法人」である「全社協、都道府県社協、市区町村社協」の他に、市区町村内に任意団体の「地区社協」や「校区社協」があります。NPOボランティアはもちろんのこと、福祉経験者の中でも一部の自治体職員しかこのことを知らないため、市社協の説明のところか、または別に、地区社協等の住民組織があることも触れた方がよいと思えます。ちなみに宇部市の場合は、市内に1地区社協と21校区社協があります。

・P19 図2.4やP20など → p.34に説明を追加。

「在宅避難」という言葉が出てきますが、使用のたびに「在宅にいるので、避難はしていない」という声を聞きます。一部「垂直避難」のことを指す場合もあるとは思いますが

が、ほとんどの場合は、「避難所にはいかずに、ライフラインの止まった在宅で被災者生活している方のこと」を言っており、「在宅被災者」と言った方が適切な例が多々あります。「避難所にはいかずに、ライフラインの止まった在宅で被災者生活している方のこと」とするか「在宅被災者」で統一してほしいと思います。

P20の「在宅避難（自宅での待機）」は「在宅での被災生活」に

・ P19 図 2. 5 災害対応・支援のタイムライン一例 → p.33 資料中の図に反映

「被害状況調査・情報収集」→細かく言うと公共施設等と住家の被害調査ですが、「被害調査」でよいと思います。また「被害認定調査」も別建てしなくて良いと思います。災害対策本部設置、被害調査、の次に、「応援要請」をぜひ入れてください。

「道路啓開・緊急土木工事」が抜けています。

・ P21 避難所開設について → p.36 に反映

「被災者の避難先を確保するため、各自治体の運営マニュアル等に沿って」ではなく、「被災の恐れや被災によって自宅で生活できない人のために、災害救助法に基づき」です。

・ P21 避難所開設について → p.36 に反映

「その後の運営には社会福祉協議会やNPO・ボランティアの協力が欠かせません」とありますが、初動期においては、まずは地元の自主防災組織等の地域住民の協力が欠かせないのであり、その後、社会福祉協議会やNPO・ボランティアの協力が補足的に必要なのであって、中心ではないと思います。

・ P31 2. 2. 1 行政内・行政間の連携 → p.47 に反映

○災害時の業務継続計画の作成と○応援・受援制度の確認は、順番が逆だと思えます。BCPがあろうがなかろうが、法に基づいて応援要請等をするのが基本です。

・ P31 2. 2. 1 行政内・行政間の連携 → p.47 に反映

青字「災害時の～近隣市町村・都道府県等の他の自治体へ応援の要請を行うことが不可欠です」とありますが、「災害時の～近隣市町村・都道府県等の他の自治体へ、速やかに応援の要請を行うことが不可欠です」と、速やかに要請することがポイントです。

以上